

「信用取引規程」新旧対照表

平成25年1月4日変更

(下線部分変更)

新	旧
第2 条(信用取引口座開設の申し込み) <u>(7)「信用取引口座設定約諾書」および「信用取引に関する確認書」を電磁的方法により差し入れていただくこと。</u> <u>(8)代用有価証券（第7条第2項に定められるものをいいます。）の取り扱いについて、<u>混同担保として証券金融会社に提供されることにご同意いただき、「包括再担保契約に基づく担保同意書」を電磁的方法により差し入れていただくこと。</u></u> <u>(9)常時、会員ページの「お知らせ」を確認していただけること。（追加保証金発生時のお知らせを含め、信用取引に係る各種ご連絡は原則として会員ページを通して行います）。</u> <u>(10)常時、当社からのメール、電話連絡が行えること。（緊急時にはお電話によるご連絡を行う場合があります）。</u> <u>(11)お客様の連絡先メールアドレス、電話番号を正確にご登録いただけること。</u> 第8 条（代用有価証券の取り扱い） 1.お客様は、当社でお預かりするお客様の株券、ETF（<u>上場投資信託</u>）及び REIT（不動産投資信託）、<u>ETN（上場投資証券）</u>について、当社が代用有価証券として不適格と判断したものを除き、すべて代用有価証券として差し入れるものとします。	第2 条(信用取引口座開設の申し込み) (新設) <u>(7)代用有価証券（第7条第2項に定められるものをいいます。）の取り扱いについて、<u>包括再担保契約を締結していただけること。</u></u> <u>(8)適宜会員ページの「お知らせ」を確認するとともに、緊急時には当社が電話による連絡を行う旨を承諾していること、及びお客様の連絡先電話番号を正確にご登録いただけること。</u> (新設) (新設) 第8 条（代用有価証券の取り扱い） 1.お客様は、当社でお預かりするお客様の株券、ETF（<u>株価指数連動型投資信託</u>）及び REIT（不動産投資信託）について、当社が代用有価証券として不適格と判断したものを除き、すべて代用有価証券として差し入れるものとします。

新	旧
第 11 条（委託保証金の最低維持率） 2.委託保証金の額が最低保証金額を下回った場合、お客様は、下回った日の翌々営業日の <u>15 時 10 分</u>までに、必要保証金額を上回るために必要な額の追加保証金を、当社からの請求の有無に関わらず当社に差し入れるかもしくは所定の額の建玉を決済するものとします。 3.前項の定めにかかわらず、委託保証金の額が建玉金額の 15%相当額を下回った場合、お客様は下回った日の翌営業日の <u>15 時 10 分</u>までに、必要保証金額を上回るために必要な額の追加保証金を、当社からの請求の有無に関わらず当社に差し入れる<u>かもしくは所定の額以上の建玉を決済するものとします。</u> 4.第 2 項及び前項に定める差入期限までに追加保証金の差し入れがない場合、<u>もしくは所定の額以上の建玉を決済がない場合、</u>当社はお客様に通知することなく、お客様のすべての信用建玉を任意に処分することができるものとします。また、その際損失が発生しかつ不足金が発生した場合には、当社はお客様の代用有価証券をお客様の計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。 第 20 条（信用取引利用の禁止・解約） 1.お客様が、法令・諸規則、「オンライントレード取扱規程」、本規程、信用取引ルール又は「信用取引口座設定約諾書」の各定めに違反若しくは抵触する疑いが濃厚であると当社が判断した場合、またはその他やむを得ない事由が生じたものと当社が判断したときは、当社は直ちにお客様の信用取引の利用の制限、若しくは禁止をすることができるものとします。この場合、お客様は直ちに期限の利益を喪失し、<u>当社の任意でお客様の保有建</u>	第 11 条（委託保証金の最低維持率） 2.委託保証金の額が最低保証金額を下回った場合、お客様は、下回った日の翌々営業日の<u>正午</u>までに、必要保証金額を上回るために必要な額の追加保証金を、当社からの請求の有無に関わらず当社に差し入れるものとします。 3.前項の定めにかかわらず、委託保証金の額が建玉金額の 15%相当額を下回った場合、お客様は下回った日の翌営業日の<u>正午</u>までに、必要保証金額を上回るために必要な額の追加保証金を、当社からの請求の有無に関わらず当社に差し入れる<u>ものとします。</u> 4.第 2 項及び前項に定める差入期限までに追加保証金の差し入れがない場合、当社はお客様に通知することなく、お客様のすべての信用建玉を任意に処分することができるものとします。また、その際損失が発生しかつ不足金が発生した場合には、当社はお客様の代用有価証券をお客様の計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。 第 20 条（信用取引利用の禁止・解約） 1.お客様が、法令・諸規則、「オンライントレード取扱規程」、本規程、信用取引ルール、「<u>信用取引に関する説明書</u>」、又は「信用取引口座設定約諾書」の各定めに違反若しくは抵触する疑いが濃厚であると当社が判断した場合、またはその他やむを得ない事由が生じたものと当社が判断したときは、当社は直ちにお客様の信用取引の利用の制限、若しくは禁止をすることができるものとします。この場合、お客様は直ちに期限の利益を喪失<u>す</u>

新	旧
<u>玉を決済できるものとします。</u>	<u>るものとします。</u>